

令和3年8月定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

令和3年8月30日（月）

午後1時30分～午後3時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和3年8月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和3年8月30日（月） 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（12人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆  
6番 伊藤 紀明 ~~7番 北野 和信~~ 8番 福田 精二  
9番 岡野 耕藏 ~~10番 宮崎 幸二~~ 11番 山田 定稔  
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 7番 北野 委員、10番 宮崎 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 3番 川久保 和幸 委員 4番 大田 廣 委員

第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用許可不要案件について

第4 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく

令和3年度第2回農用地利用集積計画（案）について

第5 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく

令和3年度第3回農用地利用配分計画(案)について

第6 その他

- ・ 農業者等との意見交換会にかかる意見の提出について
- ・ 農地中間管理事業の運用について
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第22号 松山会長

## 8. 会議の概要

- 北村局長： みなさん、こんにちは。  
定刻となりましたので、只今より、令和3年8月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。  
本日は、北野 和信 委員、宮崎 幸二 委員が都合により欠席ですが、農業委員の出席は12名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。  
本来は、25日に予定しておりましたが、長雨で稲刈り等が遅れた関係で、本日の開催となりました。皆さんも大体、稲刈りは終わられたようです。天気も良くなってきましたが、今後も畑の作業が忙しくなると思いますので、暑さには十分に気を付けて頑張ってくださいと思います。  
それでは、始めたいと思います。  
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。 私に一任できますでしょうか。
- 全員： 異議なし。
- 松山会長： ありがとうございます。  
それでは指名いたします。3番 川久保 和幸 委員、4番 大田 廣 委員 をお願いします。  
続きまして、日程第2 報告第4号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。
- 北村局長： それでは報告第4号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。  
今回の合意解約の件数は26件で、田圃が4筆、畑が20筆の計24筆、合計面積34,085㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。  
解約の理由ですが、1番と2番の農地につきましては、農地中間管理事業の集積計画で、以前に配分契約を解約したあと、受け手がなかなか見つからないことから合意解約となっております。  
3番と4番の農地につきましても、中間管理分ですが、この後の議案第22号で別の担い手農家に集約化を目的として再配分するための合意解約となっております。  
5番の農地につきましても、中間管理の配分計画の解約ですが、6月の総会で情報提供しておりましたが、未だに受け手が見つからない状態です。  
6番から9番の農地2筆につきましては、受け手に変更はないのですが、賃借料を物

納から金納に契約変更するため一旦解約し、この後の議案で農用地利用集積および配分計画の再設定で上がってきます。

10番から26番の農地につきましては、貸出人と借受人の間で、農地法第3条または基盤強化法により貸借契約していたものを、農地中間管理事業の方へ乗り換えるということで、今回、合意解約となっており、この後の議案で農用地利用集積および配分計画が上がってきます。

以上で、報告第4号について説明を終わります。

松山会長：           ありがとうございます。事務局より、説明がありましたが、皆さんの方から何かご質問ございませんか。

(特になし)

今、事務局が説明した内容は、この後の議案で農地中間管理事業の集積・配分計画があがってきますので、報告に代えさせていただきます。

松山会長：           続きまして、日程第3 報告第5号 「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用許可不要案件について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長：           それでは報告第5号の説明をします。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用許可不要案件について、届け出がありましたので、その報告となります。

農地の所在 柳郷字成岳△△△番、地目 畑、面積 ○○○㎡の土地の内、今回転用する面積は○㎡です。農地所有者は柳郷△△△番の●●●●さんとなっておりますが管理人で▲▲▲▲さん、借受人は東京都△△△丁目△△の■■■■です。転用の理由は、通信事業における携帯電話無線基地局設置のため、高さ 14.7mのアンテナを設置するものです。

農地を転用する場合は一般的には許可申請になるわけですが、本件のように認定電気通信事業者が電気通信事業のために中継施設を設置する場合は農地法施行規則第53条第1項第14号により、届出で良いことになっています。ただし、知事への届出となっておりますので、県へ進達することになります。

(電子黒板で場所の説明)

以上で報告第5号についての説明を終わります。

松山会長：           只今、事務局から説明がありましたけれども、無線基地局の届出は、今言われたとおり、許可は不要ですが、届出を県知事まで提出しなければならないので、報告事項としてあがっております。

北村局長： 浜津にて同様の届出がありまして、本日に書類が届いたのですが、今日の会議には間に合いませんでした。来月に1件、同様の届出として報告したいと思います。

松山会長： 続きまして、日程第4 議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和3年度第2回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第21号の説明をします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和3年度第2回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利の集積期間10年以上で畑が6筆10,597㎡、使用貸借による権利の集積期間10年以上で、田圃が11筆9,757㎡、畑が35筆46,693㎡となり、今回の集積計画の合計は、52筆67,047㎡となります。

次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案第22号で出てきます配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。また、一番下から2筆分は報告第4号で出てきました契約内容変更のための再設定分となります。

貸付期間については、令和3年10月10日から令和13年10月9日までの10年間となっています。

以上で議案第21号についての説明を終わります。

松山会長： 只今、事務局より説明がありましたが、皆さんの方から何かご質問ございませんか。

(特になし)

無いようですので、許可するというところでよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。それでは、許可することといたします。  
続きまして、日程第5 議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和3年度第3回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第22号につきましては、松山会長は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

＜松山会長 退席＞

会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の松本委員にお願いしたいと思います。

＜松本会長職務代理者は会長席へ 移動＞

それでは議案第22号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和3年度第3回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

配分計画案の詳細は、別添の様式第5-2号のとおりで、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しており、筆数総計54筆70,401㎡の計画となります。

まず、52番と53番の農地につきましては再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。報告第4号にありました合意解約により、別の担い手農家に集約化を目的として再配分することになります。配分計画の始期は、どちらも令和3年10月10日からですが、再配分ですので終期は当初の集積計画の終期となり、52番が令和9年8月9日までの6年間、53番が令和8年11月9日までの5年間となっております。

それ以外の農地につきましては、先程の議案第21号の集積計画の内容とすべて合致し、配分計画の始期もすべて令和3年10月10日からで、終期が令和13年10月9日までの10年間の契約期間となっております。

それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第22号についての説明を終わります。

松本委員： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

(特になし)

無いようですので、許可するというところでよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松本委員： それでは、許可することにいたします。

<退席委員 入室>

ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代いたします。

<松本代理は自席へ移動、松山会長と交代>

松山会長： 続きまして、日程第6 その他についてを議題とします。  
事務局よりお願いします。

北村局長： まず初めに、【農業者等との意見交換会にかかる意見の提出について】です。  
前回の総会で、「意見書提出に係る調査表」について、小値賀町農業委員会としてのご意見やご提案がございましたら、8月19日（木）までに事務局にご提出くださいとお伝えしておりましたが、どなたからも提出がございましたので、今回は意見の提出はしないと言うことでよろしいでしょうか。

全員： はい。

北村局長： それでは、今回は意見の提出は無しとさせていただきます。  
続きまして、【農地中間管理事業の運用について】です。  
前回の総会で、農地中間管理事業の運用において、合意解約に関する詳細、および保全管理の内容について疑義が生じておりましたので、農地中間管理機構であります長崎県農業振興公社ならびに、その業務委託機関であります担い手公社に照会しまして、本日、お手元に配布しております資料を入手しましたので、内容を確認していきたいと思っております。資料には、右上に赤く手書きで資料ナンバーを振ってありますので、これを参考に資料を見ていただければと思います。

(農用地利用集積計画 (資料①-1) の説明)

(農用地利用配分計画 (資料①-2) の説明)

(農地中間管理事業の実施に関する規定 (資料②) の説明)

(農地中間管理事業業務方法書 (資料③) の説明)

「(3) 契約の解約 (合意解約)」と合意解約の項目ができましたが、ページをめくっていただきまして、「公社は、やむを得ない場合に貸付者若しくは借受者の合意により契約を解除するときは、農地法第18条第1項ただし書きに基づく合意解約の手続きを行うものとする。この場合、公社は、同条第6項及び同法施行規則第68条の規定に

基づき、農業委員会へ合意解約の書面による通知を行う。(知事の許可等は要しない)」と書かれています。このあとの資料でも、もう少し詳細に書かれている所があるのですが、結局この「やむを得ない場合に」という部分の解釈の仕方がどうなるのか、どこまで判断できるのか、というところが問題になってくるそうです。最終的には、中間管理機構が判断するのですが、後ほど資料がでてきますので、そこでもう少し詳しく話したいと思います。

#### (機構業務の手順(資料④)の説明)

「12) 契約の変更・解約手続き」ということで、別紙のとおりとなっています。別紙は次のページからになっておりまして、「4 合意解約」という項目があります。ここに、「受け手と機構、機構と出し手が、やむを得ない場合に合意解約を行う場合は、出し手・受け手に対して、農地法第18条第1項但し書きに基づく合意解約の手続きを行う。なお、双方解約の場合は、できる限り手続きを同時に行う。(1) 受け手との解約 ①受け手から解約の申出があった場合、受託機関は、事前に、契約者と関係機関(市町・農業委員会・機構)で十分協議を行う。②協議が整った場合、受け手は受託機関へ、解約申出書を提出する。③受託機関は、提出された書類の内容を確認し、様式2により、関係書類を機構へ送付する。④機構は、関係書類を確認の上、やむを得ないと認める場合は、決裁の上、解約に合意し、農業委員会、市町、及び受け手へ通知する。」という順番で、受け手と機構の合意解約の流れとなります。「受け手から解約の申出があった場合、受託機関は、事前に契約者と関係機関で十分協議を行う。」となっております。先月も松本委員からのお話で、担い手公社も今までは、中間保有状態で保全管理した事例がなく、機構からお金も流れてきたことはないとおっしゃっていましたが、途中解約しても、また次の相手が居るから途中解約できておりました。先々月の総会で、牛渡の潮入の畑で進入路が枝で覆われてキャビン付きのトラクターが進入出来ないため、解約したいという相談があがって来ておりました。あの事例がおそらく、小値賀町では初めてで、本当に次の受け手が見つからない状態の合意解約となっていると思います。早い内に受け手が見つかってくれば、それで保全管理しなくて済むうちに再配分となるのですが、そういうことについて事前協議を行うというのが、今回のケースのような情報提供ということで、担い手公社から話があって、農業委員会でも受け手を探索するという流れをとっています。

「2) 出し手との解約」ですが、「受け手との解約手続きに準じる。」となっております。

最後のページで、「9 その他」の部分に、受け手の死亡時の手続きと出し手の死亡時の手続きのことが書いてあります。受け手が亡くなった場合は、相続人が権利義務を継承するということです。

#### (農地中間管理機構業務委託事業実施要領(資料⑤)の説明)

「第2 委託業務の内容」とありますが、「委託業務の内容は農地中間管理事業の推



進に係る次に掲げる事項とする。」ということで、「(1)の貸付希望者の掘り起こし」から(13)までがありますが、「(10) 借受農地の現地確認、耕耘・除草時期の判断及び農地管理者候補の推薦」ということで、あくまでも現況確認とか、保全管理をしてくれる農業者の斡旋ですね、先月は担い手公社が直接するようになると話していましたが、それは少し間違っておりまして、機構から頼まれて、保全管理を請け負ってくれる人を推薦するのが担い手公社だということで、実際に出てくれば、担い手公社が他の農家に頼めるのか、頼む相手がいないので結果的に担い手公社が保全管理まで請け負わなければならないというのが、実際の現場では出てくるのではないかと思います、あくまでも農地管理者候補を推薦することが受託機関である担い手公社の仕事となっております。

#### （「保全管理の留意事項」の発出について（資料⑥）の説明）

最後の資料⑥『保全管理の留意事項』の発出について」をご覧ください。令和3年7月28日付けの事務連絡で、農業委員会事務局長あてに長崎県農業振興公社事務局長から連絡が来ております。

「さて、農地中間管理事業を実施するにあたり、借受者に転貸していない状態で機構が中間管理権を有する農地については、現地の状況を踏まえ、保全管理作業を実施してきたところですが、保全管理の要望が増加する中、円滑に保全管理が実施されるよう、別添のとおり『保全管理の留意事項』を業務委託機関あて発出しました。つきましては、農業委員会及び農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、ご了知いただきますとともに、保全管理に関して農家等から相談を受けた場合などには、速やかに相談窓口へ相談していただきますようお願いいたします。併せて、次の担い手の探索についてもご協力いただきますようよろしくお願いいたします。」というような連絡がきております。

続きまして、「保全管理の留意事項」ということで、書かれております。「1. 保全管理の目的 1) 機構が借受者に貸し付けていない状態で中間保有している農地において、次の耕作者が見つかるまでの間、草刈り、耕起等を行い、病害虫等の発生など周辺農地に悪影響を及ぼすことを未然に防止することを目的に実施。 2. 保全管理の対象となる農地 1) 機構が『借受者に貸し付けていない状態で中間保有している農地』で以下のすべてに該当する場合 ①借受農地管理等事業の対象農地。借受農地管理等事業の対象農地とは、農地中間管理事業の実施区域の内、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域を除いた区域。 ②中山間地域直接支払制度、多面的支払制度等の協定の中で、機構が保全管理を行うこととなっている農地。 ※1 『借受者に貸し付けていない状態で中間保有している農地』とは機構が所有者から農地を借受け、借受者に転貸していた農地で、借受者の都合により合意解約、原状回復が行われ、他の借受者に転貸していない状態で機構が中間管理権を有する農地。 ※2 原状回復とは、貸借契約が終了し、借受者が農地を機構に引き渡す際に、借受けた際の農地の状態に戻すこと。借受期間中は借受者に管理義務があるとともに、借受者が機構に返還する際は、解

約の理由如何に関わらず、原状回復を行う義務がある。」ということで、借りている人は、契約満了、途中解約の理由如何に関わらず、借りた時の状態に現状回復して返して下さいということが書かれています。

「3. 保全管理を実施する要件 1) 次の借受予定者が、保全管理を要望した場合。」とは、借受予定者が農地を耕作できる状態までにして下さいという要望があった場合の要件です。

「2) 中間保有になった後、関係機関等により借受者の探索が行われているにもかかわらず、探索できず、雑草等が繁茂し病虫害等の発生により周辺農地に悪影響を及ぼす恐れのある農地」となっていますが、中間保有状態になった農地で、例えば田圃では言えると思いますが、田圃の両脇が米を作っていた場合に、雑草が生えていたら病虫害発生の原因になるので、それは毎年、草刈りをしなければならないでしょうし、畑周辺の牧草以外を作っていない所であれば、それで病虫害発生の元になるということはないでしょうから、周辺農地の現状も把握して管理するという解釈になると思います。

次のページになりますが、「4. 保全管理の内容 1) 農地に繁茂している雑草等を草刈りや耕起によるすき込み等によって除草を行うなどの保全管理を原則とし、①次の借受者が確定していない状況では、草刈り等の最小限の保全管理を行う。②次の借受者が確定している場合は、次の借受予定者と相談の上、営農できる状態まで、草刈り、耕起等の保全管理を行う。2) 借受者が借受後にハウス、ビニルマルチ等の構造物を設置した場合や樹木を植栽した場合は機構の借り入れ対象外であることから、設置者の責任において撤去、原状回復を行うこととなっており、保全管理の対象とはならない。」というのは、例えば、借り入れた後に借受者がビニルハウスを建てた時に、その農地を返すとなった場合は、借受者の責任で、建物を撤去して現状回復まで行って下さいということです。

次に「5. 保全管理の実施体制について」ということで、「1) 相談窓口 ・委託機関（市町農林課または市町公社）へ相談。委託機関は対象農地の現状、実施の可否等を機構本部に相談。2) 中間保有している農地の現地確認 ・委託機関は機構が中間保有している農地の状況を定期的、または必要に応じて雑草等が繁茂し病虫害等の発生により周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないかを確認し、恐れのある場合は、機構による保全管理の実施を検討する。3) 実施方法 ・委託機関の協力を得ながら、機構が農業者等へ業務委託する形で、保全管理を実施することとしており、「農地中間管理権を取得した農地における保全管理実施要領」に基づき業務委託を行う。4) 次の担い手の探索 ・借受者が解約したときは、市町推進チーム会（市町、農業委員会、JA、振興局等）で情報を共有し、新たな借受者の探索に取り組み、農地の有効活用に努める。」

このような内容で、「保全管理の留意事項」ということで、詳細に定められているのですが、機構からメールが届いたタイミングが、前回の総会の直前で、説明する準備が間に合いませんでした。

以上で、農地中間管理事業の説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、何かご意見等はございません

か。

松本代理： かなりの農用地が中間管理事業を通じて、利用権設定をされていると思うのですが、毎年、耕作状況の報告がきちんと上がってきているのでしょうか。

北村局長： 農家からの状況報告は不要になりました。利用状況調査の中で、遊休農地があがってきた場合に、農業委員会から機構へ報告するようになっています。

松本代理： もし遊休農地が発した場合、きちんと利用権設定されているのだから、管理するように指導する手段はないのですか。

北村局長： 利用状況調査の結果で、遊休農地化していますよと、機構に報告しなくてはならないので、そのような状況になった際には、正式に報告するよういたします。

松本代理： はい。

松山会長： これから出てくる可能性があると思いますので、その点は留意してやっていきたいと思えます。  
他に無いでしょうか。

(特になし)

何も無いようでしたら、この件についてはよろしいですね。それでは次回の総会の日程について、お願いいたします。

北村局長： 以前からお伝えしていますとおり、予定としましては24日の地区別研修会で農業会議等から来町される予定です。今の所、コロナの状況でどうなるかはわかりませんが、24日（金）で予定していただければと思います。

松山会長： 総会が終了した後に、地区別研修会となっております。従来、佐世保で行っていた研修会が、コロナの影響により、各地区で行われるようになりましたので、総会終了後、おそらく16:00くらいまでは時間がかかると思いますので、その予定でよろしくようお願いいたします。  
他に、何かございますか。

松本代理： 9月8日の件は、いいですか。

北村局長： 年金推進対策班の方だけですが、9月8日（水）の13:30から16:30に渡りますが、第1会議室において、農業者年金加入推進特別研修会のWEB会議があります

ので、よろしくお願ひします。

松山会長： 他に、何かございますか。

北村局長： 農地パトロール調査においては、皆さん、大変お疲れ様でした。  
あと3名ほど、調査結果が提出されておひませんので、2、3日後までに提出していただければと思ひます。事務局の事務処理のスケジュールがありますので、残り3名の方、よろしくお願ひいたします。

松山会長： 他に無いようでしたら、本日の総会はこれで終わりたいと思ひます。どうも、お疲れ様でした。